

各 { 都道府県
保健所設置市
特別区 } 衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省新型コロナウイルス感染症
対策推進本部

新型コロナウイルス感染症対策に係る病院の医療提供状況等の把握等について（依頼）

感染症指定医療機関等における入院病床の状況及び人工呼吸器等の保有状況・稼働状況については、これまで、「感染症指定医療機関等における病床の状況及び人工呼吸器等の保有状況・稼働状況の調査報告依頼について（報告時期変更）」（令和2年3月2日付け事務連絡。以下「3月2日事務連絡」という。）に基づきご報告いただいていたところです（以下「従来方式」という。）が、今般、「新型コロナウイルス感染症対策に係る病院の医療提供状況等の把握について」（令和2年3月26日付け健感発0326第3号、医政地発0326第1号、閣副第325号。以下「3月26日通知」という。）により、病院の医療提供状況等については、厚生労働省・内閣官房IT総合戦略室医療機関調査事務局（厚生労働省において委託する団体）から、貴管内の医療機関に対して直接調査をすることとしております（以下「新方式」という。）。

新方式による調査に関して、尚一層数多くの医療機関から御報告をいただけるよう、改めて貴管内の医療機関に対して別添1（厚生労働省から医療機関への依頼文書）を配付する等、御周知いただきますようお願いいたします。

なお、これらの調査に関連して、下記の事項についてご留意いただくようお願いいたします。

記

1. 新方式の導入状況について

各都道府県としての新方式の導入状況を以下の（1）から（3）の中から選択し、4月15日までに下記宛てお知らせください。（2）又は（3）の対応を選択する場合には、その理由も併せてご報告いただきますようお願いいたします。

（1）既に管内全医療機関で新方式を導入している

- (2) 既に新方式を導入しているが、一部の医療機関に対しては従来方式を併用している
- (3) 現在は新方式を導入していないが、関係者との調整がつき次第、新方式を導入予定である。それまでは従来方式を適用する

2. 新方式による調査結果の提供について

新方式においては、各都道府県は厚生労働省及び内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室において委託する団体から別途お知らせする ID とパスワードを用いて、新方式による調査から得られる、各都道府県における医療機関の医療提供状況等の情報を閲覧することとなります。

各都道府県におかれましては、関係者と予め協議した上で、新方式による調査結果の閲覧に係る ID を要する者のリストを下記宛てご報告ください。

なお、各都道府県に所属しない関係者に対し ID を発行することも可能ですが、その場合当該関係者は各都道府県と同一の情報すべてを閲覧できることとなることにご留意ください。

3. 都道府県間における情報の共有について

原則、各都道府県は、当該都道府県に所在する医療機関の情報のみ閲覧できることとする予定です。

ただし、今後、新型コロナウイルス感染症の患者数が大幅に増えた場合等に備えて、各都道府県において必要と判断された場合には、隣接都道府県等との間で協議が調った場合、互いの情報を共有できることとします。

そのため、このような情報共有が必要な場合を想定して、あらかじめ別添2のような合意書を下記宛てご提出ください。

その際、情報共有を行うのは必ずしも2都道府県間に限らないこと、また情報共有を行うのは必ずしも隣接都道府県に限らないことを申し添えます。

4. 情報の公表について

新方式による調査結果のうち公開する範囲に関しては、別添3「医療機関窓口調査シート」、「医療機関 日次調査シート」及び「医療機関 週次調査シート」に記載のとおりとします。一般公開とされた項目については、医療機関名を明らかにした上で公表しております（「政府CIOポータル」https://cio.go.jp/hosp_monitoring_c19）。非公開とされた項目につきましても、医療機関名は伏せて、数値や医療機関数等を集計した上で、公表する予定であることを申し添えます。

報告先 厚生労働省新型コロナウイルス感染症 対策推進本部 TEL:03-3595-2305 (内線 8117,8073) E-Mail: corona-iryoku@mhlw.go.jp
